住まいに関する支援制度一覧

市町村名：　甘楽町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる（工事）内容	対象（者）要件	限度額	融資利率（利子補給の場合は利子補給率）	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号（申込・問合せ先）	HP掲載（リンク先）	その他
耐震診断費	融資・利子補給・助成	甘楽町木造住宅耐震診断事業	耐震診断者による一般耐震診断費用を負担	(1)　昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの）であること (2)　平屋建てまたは2階建てのものであること (3)　在来軸組構法によって建築されたものであること。※釘やボルトなどを使用していない伝統的工法で建てられた住宅は対象外です。 (4)　自己の所有する、かつ、居住している住宅であること (5)国、地方公共団体及びその他公の機関が所有していないものであること	一般耐震診断に要する費用は町負担。			令和8年4月1日～令和8年9月1日	1名（先着順）	建設課	0274-64-8322	https://www.town.kanra.lg.jp/kensetu/tosikei/news/20150330221009.html	
耐震改修費	融資・利子補給・助成	甘楽町木造住宅耐震改修補助金	耐震補強設計、工事監理及び耐震補強工事。 ただし、リフォームに要する経費、他の補助制度による補助金の交付対象となる用具に係る経費、既に着工している工事を用いた経費は除く。	(1)耐震力不足木造住宅（一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅）を甘楽町内に所有し、当該住宅に居住している者 (2)町税を滞納していない者	助成対象費用の4/5以内の額（限度額100万円）ただし、1,000円未満切り捨て。		原則として対象住宅（世帯）につき1回	令和8年4月1日～令和8年9月1日	1名（先着順）	建設課	0274-64-8322	https://www.town.kanra.lg.jp/kensetu/tosikei/news/20180511162514.html	
耐震改修費	融資・利子補給・助成	甘楽町耐震シェルター等設置補助金	木造住宅の1階部分に耐震シェルターまたは耐震ベッドを設置する工事。 ただし、リフォームに要する経費、他の補助制度による補助金の交付の対象となる用具に係る経費、既に設置されたものについては除く。	(1)耐震力不足木造住宅（一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅）を甘楽町内に所有し、当該住宅に居住している者 高齢者（満65才以上）のみで構成される世帯に属する者または障害者が同居する世帯に属する者。	限度額30万円ただし、1,000円未満切り捨て。		原則として対象住宅（世帯）につき1回	令和8年4月1日～令和8年9月1日	1名（先着順）	建設課	0274-64-8322	https://www.town.kanra.lg.jp/kensetu/tosikei/news/20230221162041.html	
リフォーム資金	融資・利子補給・助成	甘楽町住宅リフォーム促進事業補助金	・補助金対象者が所有し居住する築5年以上の住宅 ・内装、浴室、トイレなどの生活環境向上を目的としたリフォーム工事であること。 ・町内の業者に発注して行う工事であること。 ※法人の業者にあっては本店（本社）が町内にある業者に限ります。 ・補助対象経費が、10万円（税込）以上であること。 ・補助金の交付決定を受けるまで工事に着手していないこと。 ※工事着手、代金支払い（一部前払いも）は必ず交付決定後に行うこと	・町内に築5年以上の住宅を所有し、そこに居住している人 上記住所で住民基本台帳に記録されている人 ・過去にこの補助金及び甘楽町空き家リフォーム補助金の交付を受けていない人 ・過去に、甘楽町住環境改善助成事業の交付を受けていない人 ＜申請者及び同居している共有者（住宅の共有名義の所有者）の要件＞ ・町税等を滞納していないこと ・暴力団員等でないこと	工事費に10分の1（中学生以下の世帯員がいる場合10分の2）を乗じた額。 1000円未満は切捨て。 上限20万円		原則として対象住宅（世帯）につき1回	受付期間：令和9年2月26日まで ※令和9年3月31日までに工事が完了しないものは対象外	予算が終了した段階で受付終了	建設課	0274-64-8322	https://www.town.kanra.lg.jp/kensetu/tosikei/news/20230320125642.html	
合併浄化槽設置費	融資・利子補給・助成	甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金	合併浄化槽の設置者に対して予算の範囲内で補助金を助成	下水道事業計画区域及び農業集落排水事業整備区域を除く町内全域で専用住宅に10人以下の浄化槽を設置する者等	設置補助限度額： 5人槽279,000円 6～7人槽360,000円 8～10人槽477,000円 浄化槽撤去： 宅内排水設備補助として上限300,000円			毎年1月31日		水道課	0274-64-8317	http://www.town.kanra.lg.jp/jyougesuidou/gesui/news/20170613110745.html	

宅内排水設備工事費補助事業	融資 ・ 利子補給 ・ 助成	甘楽町宅内排水設備工事費補助金	汲み取り槽又は浄化槽から下水道及び農業集落排水に接続する工事を行う者。	甘楽町に在住で、町税等の滞納がない者。	上限30,000円 (中学生以下のお子さんがいる場合は上限50,000円)			令和9年1月31日まで		水道課	0274-64-8317	http://www.town.kanra.lg.jp/jyougesuidou/gesui/news/20210319101436.html	
省エネルギー家電製品等購入費補助事業	融資 ・ 利子補給 ・ 助成	甘楽町省エネルギー家電製品等購入費補助金	町内業者から購入した省エネ基準を満たしたエアコン、洗濯機、冷蔵庫、給湯器の買換え	甘楽町に居住し、町税等の滞納がない者	エアコン、洗濯機、冷蔵庫:4万円以内 給湯器:5万円以内 ※合算不可			年度当初から翌年2月末日まで	予算の範囲内	住民課	0274-64-8315	https://www.town.kanra.lg.jp/jyuumin/kankyo/news/20260107171040.html	
住宅用太陽光発電設備蓄電池設置費補助事業	融資 ・ 利子補給 ・ 助成	甘楽町住宅用太陽光発電設備蓄電池設置費補助金	容量が1kwh以上である住宅用太陽光発電設備蓄電池の設置	甘楽町に居住し、自ら居住するための住宅に新たに設備を設置、または設置された住宅を購入した者で 町税等の滞納がない者	5万円以内			年度当初から翌年2月末日まで	予算の範囲内	住民課	0274-64-8315	https://www.town.kanra.lg.jp/jyuumin/kankyo/news/20230310152902.html	
生ごみ処理機設置補助事業	融資 ・ 利子補給 ・ 助成	甘楽町生ごみ処理機設置補助金	電動生ごみ処理機の購入	甘楽町に居住している者	3万円以内			年度当初から翌年3月末日まで	予算の範囲内	住民課	0274-64-8315	https://www.town.kanra.lg.jp/jyuumin/kankyo/20220127154036.html	
住宅の新築に関する 融資等 (勤労者住宅資金等)	融資 ・ 利子補給 ・ 助成	甘楽町まちづくり定住応援金	甘楽町に新しく家を建てたり購入した人、または建て直した人に応援金を交付。対象となる住宅は以下のとおり 1. 延べ床面積50㎡以上の専用住宅 2. 居住部分が50㎡以上の併用住宅	自らの居住の用に供するために町内に新たに住宅を取 得(建て替え含む。)した者	70,000円に加算額を足した額。 加算額・・・各30,000円①転入加算②子ども加算③土地購入加算④町内業者加算※各加算項目の詳細についてはHPにてご確認ください。			常時受付		住民課	0274-64-8315	http://www.town.kanra.lg.jp/jyuumin/zeimu/news/01.html	
リフォーム資金 (重度身体障害者 (児) 住宅改造費助成制度 等)	融資 ・ 利子補給 ・ 助成	甘楽町重度身体障害者(児)住宅改造費補助金	下肢、体幹、視覚又は上肢に重度の障害を有する者又は、障害者と世帯を同一にする者が、住宅設備を、障害者に適するように改造する場合、その改造費を助成	(1)町内に居住する者 (2)身体障害者手帳の交付を受けている者 (3)次のいずれかに該当する者 ア 下肢の障害者で1・2級の者 イ 体幹の障害者で1・2級の者 ウ 下肢及び体幹の重複障害で1・2級の者 エ 視覚の障害者で1級の者 オ 上肢障害者で1・2級の者(ただしそれぞれの上肢に4級以 上の障害のある者) (4)市町村民税所得割合額160,000円未満の世帯に属する者	補助額は改造に要する経費に6分の5を乗じて得た額以内とし、補助限度額は、補助基本額600,000円の6分の5の額とする。ただし、千円未満切り捨て。		障害者1人につき1回	毎年6月末日まで		福祉課	0274-67-5162	https://www.town.kanra.lg.jp/kenkou/fukusi/news/01.html	